

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月7日（平成28年（行個）諮問第152号）

答申日：平成29年11月20日（平成29年度（行個）答申第134号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が平成27年特定月頃、特定労働基準監督署に特定事業場の労働者過半数代表の選出に関して申告したことに係る相談記録及び申告処理をした記録（本人が提出した資料を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年4月13日付け埼玉労働局個開第28-6号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示理由「・・・法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれも該当しない」は理由がない。

ア 開示請求の対象は、労働者過半数代表の選出方法や結果の公表に関する問題であり、法14条2号のイ及びロに該当するものである。就業規則に関して労働者を代表して使用者と交渉する労働者過半数代表の選出が適正に行われるかは、労働条件の変更等の交渉に大きな影響を与える。すなわち、労働者の生命、健康、生活又は財産の保護に重大な影響を及ぼすことは明らかである。

イ したがって、労働基準監督署による労働者過半数代表の選出や結果の公表に関する指導内容及びそれに対する法人の対応内容は、労働者過半数代表の選出が適正であるか否かを知るために必要な情報である。

(2) 不開示理由「・・・法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」は理由がない。

ア 本請求内容は、労働者過半数代表の選出方法や結果の開示についての労働基準監督署による指導及び特定事業場の対応に関する情報であり、大学に関わらず、いかなる法人においてもその選出や結果の公表が適切に行なわれるべきことは当然のことであり、それが法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することはない。

むしろ、違法もしくは不当な行為の下での競争を許すことになれば、労働者の生命、健康、生活又は財産の保護が十分に果たされなくなる恐れがある。

イ 私立大学等は毎年多額の補助金を、一般国民の税金から受けている。こうした民間団体は稀有であり、労使交渉の対象である役員報酬、賃金等も含めて、その財務は高度の透明性を以て運用されるべきであり、そのためにも労働者過半数代表が適正に選出されることが重要である。

「学校法人の権利」の保護ばかりが重んじられてはならず、同時にそうした「公共性」を持った民間団体としての義務が果たされなくてはならない。

(3) 不開示理由「・・・同条5号及び7号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」は理由がない。

ア 厚生労働省は、例えば、「長時間労働が疑われる事業所」に対する監督指導結果を公表している。さらに、別添として、監督指導事例や監督指導結果も公開しており、今回請求した情報が開示されても、労働基準監督署の監督指導事務の適正な執行に重大な支障を及ぼすとは考えられない。

イ 企業が、自ら労働基準監督署の是正勧告等の内容を公表しているケースも少なくない。また、是正勧告等とその対策を扱う組織も多く存在し、開示の問題は是正勧告の手法等に特有の問題ではなく、本来、監督指導事務の在り方の問題である。

ウ 国民が的確に監視及び評価し批判することができる民主的な行政が推進されるよう、原則公開の情報開示を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成28年3月14日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年7月19日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして部分開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした申告に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし7の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、担当官が作成、収集した文書（文書番号7①）は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 相談票（文書番号1）

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際、その内容を記録するために作成される文書等であり、一般的には「相談日」、「相談者氏名」、「住所」、「事業場名等」、「相談内容」、「処理状況・意見」等が記載されている。

文書番号1の「処理状況・意見」に記載のある情報のうち、不開示とした部分は、労働基準監督官の指導方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、当該情報が開示されれば、調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 申告処理台帳及び同続紙（文書番号3）

労働基準法等関係法令では、労働者は事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができる。労働基準監督官は申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳はかかる申告事案の処理状況及びその経過が記載されている。

文書番号3の申告処理台帳及び続紙（61頁ないし67頁）の

「処理経過」欄等の記載のうち、不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

文書番号3の①のうち労働基準監督官が面接した人物の氏名、役職等個人に関する情報は、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、文書番号3の①は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（文書番号5及び7②）

文書番号5及び7②は、本件申告処理において担当官が収集した文書である。

文書番号5及び7②は法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記載されており、これらの情報は同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書は、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、

法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供されて事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、これらが開示された場合には、申告処理における調査・解決の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 監督復命書及び続紙（文書番号6）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

文書番号6の①には、監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実行性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事実を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による監督において、事業場の実態

を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を考慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

文書番号6の②は、審査請求人以外の個人の職名、氏名である。職名、氏名については、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「開示請求の対象は、労働者過半数代表の選出方法や結果の公表に関する問題であり、法14条2号のイ及びロに該当する」、「本請求内容は、労働者過半数代表の選出方法や結果の開示についての労働基準監督署による指導及び特定事業場の対応に関する情報であり（中略）いかなる法人においてもその選出や結果の公表が適切に行われるべきことは当然のことであり、それが法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することはありえない」、「厚生労働省は、例えば『長時間労働が疑われる事業所』に対する監督指導結果を公表している。さらに、別添として、監督指導事例や監督指導結果も公開しており、今回請求した情報が開示されても、労働基準監督署の監督指導事務の適正な執行に重大な支障を及ぼすとは考えられない」等と主張しているが、上記3で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごと

に法14条各号に基づいて開示，不開示を適切に判断しているものであることから，審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき，平成28年10月7日付け厚生労働省発基1007第36号により諮問した平成28年（行個）諮問第152号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について，諮問庁としては原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが，下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

記

担当官が収集，作成した文書のうち118頁及び119頁について

諮問庁としては，118頁及び119頁の対象文書全体については，審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが，当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

118頁の指導票（控）の前文には指導事項の改善状況の報告期日，指導事項の各欄には，被申告事業場における内部管理等に関する情報，労働基準法等関係法令に照らし改善すべき指導事項等が記載されている。

これらの情報は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的かつ詳細な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，これらの記載を開示すると当該事業場の信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

また，これらの情報には，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，不開示とすることが妥当である。

さらに，これらの情報には，特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されており，これらが開示された場合には，当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり，また，労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ，さらには

この結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

当該文書のうち、受領者職氏名は審査請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

119頁は、担当官が特定の事業場から入手した文書であり、当該文書には、事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、当該事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として、任意に提供された情報が記載されているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法令違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年10月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月20日 | 審議 |
| ④ | 平成29年8月3日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月16日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年11月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「本人が平成27年特定月頃、特定労働基準監督署に特定事業場の労働者過半数代表の選出に関して申告したことに関する相談記録及び申告処理をした記録（本人が提出した資料を含む）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

(1) 諮問庁は、別表1の1欄に掲げる文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該文書には審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することのできる情報の記載は認められない。

そこで、当該文書の取得又は作成の目的等に照らして、以下検討する。

(2) 当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、労働基準監督官が、作成又は収集した文書であり、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該文書に記録された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の5欄に掲げる部分について

ア 通番2

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部である。

当該部分のうち、(1)には、特定事業場の年始の業務開始日を知らせる自動応答メッセージ等が記載されており、(2)は、原処分が開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部(66頁31行目の記載)から明らかな情報であり、(3)は、処分庁が審査請求人に説明した内容であることから審査請求人が知り得る情報である。当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報は含まれておらず、また、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番5

当該部分は、監督復命書の「参考事項・意見」欄の一部であり、原処分で開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部（66頁31行目の記載）から明らかな情報であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番7

当該部分は、原処分で開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部（66頁31行目の記載）から明らかな情報である。

当該部分の上段枠内には、審査請求人以外の個人の勤務先及び職氏名が記載されており、いずれも法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、慣行として審査請求人が知ることができる情報であることから、同号ただし書イに該当し、その余の部分は、様式及び年月日の記載であり、個人に関する情報は含まれていない。したがって、当該部分は、同号に該当しない。

また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条

件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表2の5欄に掲げる部分以外の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番6

当該部分は、労働基準監督官が行った臨検監督における面接者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番7の一部

別表2の通番7に係る5欄の(3)は、個人の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表2の通番7に係る5欄の(1)及び(2)には、特定事業場における内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号イ該当性について

(ア) 通番1及び通番3

当該部分のうち、通番1は、相談票の「処理状況・意見」欄の一部であり、労働基準監督官の指導方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、これを開示すると、調査手法等が明らかとなり、

調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど、労働基準監督機関の行う監督指導業務において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

当該部分のうち、通番3は、申告処理台帳の「完結区分」欄の全部及び申告処理台帳続紙の「処理経過」欄のうちの労働基準監督官の所見が記載されている部分であり、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2，通番4，通番8及び通番9

当該部分のうち、通番2は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載であり、当該事案に対する特定事業場の見解、労働基準監督官が行った特定事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

当該部分のうち、通番4，通番8及び通番9は、労働基準監督官が、申告処理の過程で収集した特定事業場側の文書であり、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになるほか、特定事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号，3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番5

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄であり、今後、当該申告をどう取り扱うかの記載や担当官の意見が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、別表1の1欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められ、また、別表2の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書番号7「担当官が収集，作成した文書」のうち，118頁及び119頁の対象文書全体	保有個人情報に該当する。

別表 2

1 文書			2 通番	3 不開示部分	4 不開示情報該当性（法14条該当号）					5 開示すべき部分
文書番号	対象文書名	頁			2号	3号イ	3号ロ	5号	7号イ	
1	相談票	1及び2	1	2頁の「処理状況・意見」欄2行目及び3行目				○	○	
2	請求人が提出した文書	3ないし60		なし						
3	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	61ないし67	2	① 63頁の「処理経過」欄1行目，5行目ないし9行目，13行目，17行目及び18行目 64頁の「処理経過」欄1行目ないし31行目 65頁の「処理経過」欄1	○	○	○	○	○	(1) 63頁の1行目 (2) 66頁の29行目17文字目ないし22文字目 (3) 67頁の1行目16文字目ないし最終文字

				<p>行目ないし 4 行目, 6 行目 ないし 15 行 目及び 17 行 目ないし 22 行目</p> <p>66 頁の「処 理経過」欄 9 行目, 13 行 目, 18 行目 ないし 19 行 目, 21 行目 及び 29 行目</p> <p>67 頁の「処 理経過」欄 1 行目</p>						
			3	<p>② 61 頁の 「完結区分」 欄</p> <p>66 頁の「処 理経過」欄 3 2 行目 29 文 字目ないし最 終文字</p> <p>67 頁の「処 理経過」欄 5 行目 15 文字 目ないし 6 行 目最終文字</p>				○	○	
4	請求人が提出した文書	68ないし111		なし						
5	担当官が収集した文書	112ないし116	4	112頁ないし116頁の対象文書全体	○	○	○	○	○	

6	監督復命書	117	5	① 117頁の「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄3行目ないし5行目		○	○	○	○	「参考事項・意見」欄4行目38文字目ないし5行目4文字
			6	② 117頁の「面接者職氏名」	○					
7	担当官が収集，作成した文書	118及び119 [保有個人情報非該当]	7	① 118頁の対象文書全体	○	○	○	○	○	下記(1)ないし(3)を除くすべて (1) 上段枠内の報告期限の月日を示す数字 (2) 中段枠内の記載全て (3) 下段枠内の個人の氏名
			8	② 119頁の対象文書全体	○	○	○	○	○	
		120ないし124	9	② 120頁ないし124頁の対象文書全体	○	○	○	○	○	